



師走 (お坊さんも走りまわるくらい忙しい!)

サクラ咲く



松戸市立六実中学校
第3学年・進路通信
NO. 16
令和3年12月1日

～本日、学年進路検討会（推薦検討会を含む）～

12月3日（金）に全校推薦検討会が行われます。主な内容としては、推薦希望者の推薦が認められるかどうかです。今年度は学校が推薦を認める方針として3つのことを掲げています。

- ◎人物、学業に優れ、中学校生活全般にわたり、積極的に取り組んだ生徒
- ◎基本的な生活習慣が身につけており、周囲と協力して集団生活を送ることができる生徒
- ◎希望する学校の推薦基準を満たしていると判断した生徒



この3つの方針を考慮しながら、学年の先生や校長先生、教頭先生とみなさんの推薦希望が六実中学校で認められるかを話し合います。中学校で認められた人が、次の段階の入試相談に進むことができます。先生方が、高校側に推薦をお願いに行き、そこで認められてこそ初めて「推薦試験受験資格」を手に入れることができます。1人の推薦のために先生方は資料を作成し、高校に出向き、みんなの希望をお願いしに行くのです。「推薦」にふさわしい生活を送ってほしいです。

～「1・2学期の成績確認票」と「個人成績記録票」の配布（12/6配布）～

調査書配布の前に、本人とご家庭に調査書の記載内容が合っているかどうかの確認をとります。「1・2学期の成績確認票」は、3年生の記録であり通知票に記載される内容です。「個人成績記録票」の内容は、公立の調査書に記載される内容となります。

「個人成績記録票」については、秋の三者面談で一度確認をしてもらい訂正をしてもらいました。今回は、1学期に加えて、2学期の成績票を見ながら記載内容を再度確認していただきます。間違いがあった場合は、印を押さずに赤で訂正をして提出してください。間違いのない場合は押印をしてください。12月13日（月）までに書類完成をお願いします。

★「1・2学期の成績票」に記載されていること

①評定（成績）

→3年の1学期と2学期の評定が記載されています。ここで確認してほしいことは観点と評定の数字が合っているかどうかです。例えば3つの観点でAAAがついているのに数字は5がついていないなどの、誤りがないかを確認してください。

②欠席の記録

→これは3年2学期の11月末までの欠席日数と遅刻、早退の数です。なお忌引きや出席停止は欠席にはなりません。

③行動の記録

→特に優れている項目に○がついています。担任の先生だけではなく、3学年の職員全員で話し合い、評価をしました。

★「個人成績記録票」に記載されていること

①評定（成績）

→1年・2年・3年の学年評定です。3年生の評定については1・2学期の成績を総合して評価したものです。3年間の評定の合計があなたの「内申点」となります。ここでは、1・2学期の成績票を見ながら「個人成績記録票」の3年生の成績に誤りがないかを確認してください。例えば英語の評定で、1学期4、2学期4なのに、個人成績記録票の数字が4になっていないなどです。1学期3、2学期4の場合は学年評定が3になる場合も、4になる場合もあります。数字を照らし合わせながら確認をお願いします。

②欠席の記録

→欠席日数とその理由が記載されています。欠席日数と理由の数があっているかを確認してください。

③行動の記録

→個人成績記録票の行動の記録は1・2学期を総合的に評価となっています。1、2学期の成績票を見て、同じ項目に○がついていたら個人成績記録票にも○がついているはずです。照らし合わせながら確認をしてください。こちらの○も学年の先生全員で評価をしました。

④特別活動の記録

→学級の係や委員会活動、学校行事の記録です。11月に確認をいただいているので、3年後期委員会と班長以外に

新しく役割などを加えることはできません。前回訂正したものが訂正されていない場合は赤で加筆をお願いします。

⑤部活動の記録

→参加した部活名、部活で表彰されたものが記載されています。こちらも11月に確認していただいているので、前回の訂正が直っていない場合は赤で訂正をお願いします。

⑥特記事項

→検定やクラブチームの記録、ボランティアなどが記載されています。特に検定はこの秋に合格が出ているものもあります。取得したものが記載されていない場合は、赤で加筆をお願いします。また、ボランティアに一度も参加してなく、この2学期に参加した場合などは記載することができます。

※ 松戸市の高等学校入学資金貸付について ※

中学校にも募集要項・申請書が若干あります。

12月1日号の「広報まつど」に掲載してあります。お問い合わせは「松戸市子育て支援課児童給付担当室」まで。

(1) 対象者

- ①生活困窮により、入学が困難な家庭であること。
- ②生徒本人が成績良好、品行方正で出身中学校長が推薦した身体強健な者であること。
- ③保護者が松戸市に住民登録しており、引き続き市内に一年以上居住していること。
(令和3年3月10日以前に松戸市に住民登録)
- ④原則として市内に居住する、**確実な連帯保証人が得られること。**
- ⑤生活保護世帯は除く。(ただし、私立進学者は対象)



(2) 貸付額

公立：8万円以内 私立：30万円以内 併願：14万円以内 (要延納金の場合)

(3) 申請期間

令和4年1月6日(木)～3月10日(木) *土・日・祝日は除く

子どもがいる家庭への
支援・助成

子育て支援課児童給付担当室 ☎366-3127

ちば電子申請サービスや郵送で手続き可能です。詳細は、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

児童手当 生活状況が変わったら届け出を忘れずに

出生や転入、児童の養育状況が変わったときから15日以内に届け出ないと、受給できない月が発生する可能性がありますのでご注意ください。

児童扶養手当 11月分以降の受給には現況届の提出が必要です

現況届を提出していない人は、必要書類を添付の上、提出してください。届出用紙を紛失した人は同担当室にお問い合わせください。

※11月分の手当の支給は、1月10日以降になります。

遺児手当 12月10日金以降に12月期分(8～11月分)を受給者の指定口座に振り込みます

支給額(児童1人につき) 父母の一方と死別=月額5,500円、両親と死別=月額10,500円、(8月・12月・4月の年3回支給) 対象市内に居住し、父母の一方または両親と死別した児童(中学校卒業まで)を扶養している人
※新たに手当の支給を希望する人は申請してください。

高等学校入学資金貸付制度 申請のご案内

貸付額公立=8万円以内、併願=14万円以内、私立=30万円以内

対象以下の全てに該当する世帯 ● 経済的理由で高校に入学困難な児童の保護者 ● 保護者が令和3年3月10日以前から市に住民登録があり、引き続き市内に1年以上居住している ● 市内に居住する確実な連帯保証人が得られる ※生活保護世帯は除く(私立進学希望者は対象)。

1月6日(休)～3月10日(休)(平日のみ)の間に、直接同担当室へ

※申請書は同担当室および市民課・各支所・各市立中学校で配布しています(市ホームページでもダウンロード可)。志望校が決まれば申請できますので、早めの申請をお願いします。

第5回確認テスト(入試予想問題)の範囲 【1月11, 12日実施】

*このテストで公立高校受験校の見極めを行います。家庭で、この結果を参考に再度、進路の方向性を検討して下さい。また、

担任と面談が必要になることもあります。

国語	社会	数学
<p>総合問題</p> <p>聞き取り 漢字の読み・書き 古文・漢文 説明的・文学的文章の読解(作文含む)</p>	<p>地理総合 歴史総合 公民総合</p> <p>(私たちの生活と経済まで)</p> <p>※市場経済と金融及び国民福祉は除く</p>	<p>総合問題(1・2・3年の学習内容)</p> <p>「円の性質」まで</p> <p>※「三平方の定理」は除く</p>
理科	英語	<p>最後の確認テストは教室の時計を外します。必ず、腕時計を持参してください。</p> <p>時計が消えます…</p>
<p>総合問題(1・2・3年の学習内容)</p> <p>(化学変化とイオン・地球と宇宙まで)</p> <p>※太陽系と月・太陽系と銀河を除く</p>	<p>総合問題(1・2・3年の学習内容)</p> <p>リスニング 長文読解 短文読解 対話文読解 英作文 文法</p> <p>*仮定法を含む</p>	